

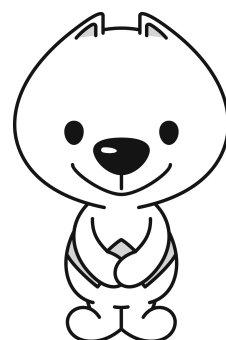
平成31年度 和歌山県

はかりの定期検査のお知らせ

～そのはかり、検査を受けていますか？～

取引（商売）や証明に使用する【はかり】は、計量法の規定により2年に1度、和歌山県が実施する検査を必ず受検しなければなりません。

高野町は今年度が実施対象となっておりますので、取引（商売）や証明に【はかり】を使用している方は、必ず検査を受検してください。



検査に合格した【はかり】には左のシールが貼られます。

検査を受検していない、または合格していない【はかり】は、取引（商売）や証明に使用できません。

検査の対象となる【はかり】については裏面を参照してください。

「高野町」検査会場・日程

実施場所	実施年月日	実施時間
高野町役場富貴支所（西富貴45）	平成31年4月26日（金）	11:00～11:30
高野町民体育館（高野山486）	〃 〃	13:30～15:30

問い合わせ先

1	和歌山県商工観光労働総務課 計量指導班 TEL 073-441-2713 FAX 073-432-4409	2	高野町 観光振興課 TEL 0736-56-2780 FAX 0736-56-2770
---	--	---	--

平成31年度【はかり】の定期検査について

- 計量法第19条の規定により、表面日程のとおり【はかり】の定期検査を実施します。
- 検査の対象となる【はかり】及び検査の対象から除かれる【はかり】は主に下表のとおりです。検査の対象となるか分かりにくい【はかり】について確認したい方は、表面記載の（問い合わせ先1）までご連絡ください。
- **新品免除**：平成31年3月までに製造されたはかりは、3年以内の初回の検査が免除になります。平成31年4月以降に製造されたはかりは、1年以内の検査が免除になります。

検査の対象となる【はかり】の一例

- (1) 商店（精肉店、鮮魚店、米穀店、菓子店、惣菜店等）での計量販売に使用するはかり
- (2) 薬局、病院、医院の調剤用はかり及び健康診断に使用する証明用体重計
- (3) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での健康診断に使用する証明用体重計
- (4) 各種農林水産物の計量販売に使用するはかり
- (5) 事業所（農協、漁協、工場等）での受入・出荷時に使用するはかり、内容量及び品質表示のための計量に使用するはかり
- (6) 運送（宅配便）会社の荷物の運賃算出のための計量に使用するはかり（**取次店を含む**）
- (7) 官公庁（保健所、保健センター等）で各種証明に使用するはかり
- (8) 百貨店、スーパー、青果市場、魚市場、観光農園、貴金属店、釣具店、LPG充填所等での計量に使用するはかり

検査の対象から除かれる【はかり】の一例

- (1) 事業所や商店で製造・加工工程での原材料の計量にのみ使用するはかり
- (2) 個人の健康管理のために使用する家庭用ヘルスマーター
- (3) 料金等の目安を調べるために使用するはかり
- (4) 各農家から農協に出荷する際の重量確認にのみ使用するはかり

定期検査手数料表

【はかり】の種類	手数料（1台あたり）
(1) 検出部が電気式又は光電式のもの（デジタル表示のもの） 【例】 	量れる重さが 100kg 以下のもの 1,400 円 量れる重さが 250kg 以下のもの 1,800 円 量れる重さが 500kg 以下のもの 2,200 円
(2) 直線目盛りのみのもの又は棒はかり	250 円
(3) 上記以外の機械式のもの 【例】 	量れる重さが 100kg 以下のもの 500 円 量れる重さが 250kg 以下のもの 900 円 量れる重さが 500kg 以下のもの 1,500 円
(4) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1 個当たり 10 円